

花
子
政

捨印の押印をお願いします

原本が2枚必要です

印紙

登録免許税として、3万円分の収入印紙を貼付すること。

収入印紙

—3万円—

消印しないこと

(関係)

誤った登録を避けるためにも、
申請書は楷書体で丁寧に記入すること。
登録内容に誤りがあった場合、有償での変更
が必要になる場合があります。

単位会受理印

印鑑

申請書その他提出書類に使用
する印鑑は、訂正印を含め、
全て同一のものとすること。

行政書士登録申請書

令和 8年 5月 1日

日本行政書士会連合会

会長

記入しない

殿

属性

該当する開業形態にチェック
を入れること。

氏名 行政 花子

花
子
政

本法第6条第1項により、行政書士の登録を受けたいので申請します。

本籍

県名から記入

本籍地で取得する身分証明書
のとおり記入。登録も身分
証明書どおりになります。

性

性別

籍

所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

ギョウセイ ハナコ

性別

男

女

氏名

行政 花子

生年月日

明・大 昭 平
60年 5月 20日

性

籍

所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

住所

東京都港区虎ノ門四丁目

(〒105-0001)

TEL

03 (6435) 7330

東京都港区虎ノ門4丁目1番地28号

欄外の(備考)※1に該当
する場合は記入すること

ギョウセイ ショシ ハナコ ジム ショ

※1 (法人番号:)

行政書士花子事務所

日行連の法人登録番号

事務所の所在地

(〒105-0001)

TEL

090 (1234) 5678

東京都港区虎ノ門4-1-28

事務所名称

「事務所の名称に関する指針」に
則り、行政書士事務所として誤認
や混同が生じない名称とすること。

※2 主たる事務所の所在地

(〒)

TEL

欄外の(備考)※2に該当する場合のみ記入すること。

事務所所在地

県名から記入

申請書に記入したとおりに
登録されます。

住民票に記載がないビル名等も登録
することが可能です(後に追加登録
する場合は有償)。

合格

神奈川

都道府県

令和1

年度

第

1234

号

各

□行政書士法第2条第

号該当

□昭和26年法律第4号附則第2項該当

資格

1. 弁護士

2. 弁理士

3. 公認会計士

4. 税理士

5. 司法書士

6. 建築士

7. 調査士

資格

8. 社労士

9. 宅建士

10. 測量士

11. 不動産鑑定士

12. 海事代理士

13. その他

会計士補

会計士補又は測量士補の場合に限る

過去の行政書士登録

有

無

過去の特定行政書士付記

有

無

(備考) ※1. 既存行政書士法人の社員又は使用人となる場合のみ記載すること。

※2. 属性が社員とする場合、事務所の名称を行政書士事務所とすること。

注1: 未設立

注2: 現金納

その他資格

試験合格以外の資格での登録の際は、
□にチェックを入れ、行政書士法第2条の該当資格
の号数を記入すること。

開業している場合のみ
類似資格として登録できます

登録し、業としている他の資格があれば、○で囲
むこと。なお、「その他」は「会計士補」又は「測
量士補」の場合に限り○で囲み、右欄にどちらか
の名称を記入すること。

(以下 日本行政書士会)

添付書類	単位会会長意見書		資格を証する書面		誓約書	
	戸籍抄本		職歴の補足資料		法第2条の2第二号証明書	
	住民票		学歴証明書		本人の写真	
	履歴書		合同・共同事務所届出書			

決裁	会長	副会長	委員長	委員		
点検	局長	次長	課長	係長	課員	

受付番号 ()

収入印紙
－3万円－
消印しないこと

日行連受理印

単位会受理印

様式第1号（第2条関係）

行政書士登録申請書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会
会 長

殿

氏 名

印

行政書士法第6条第1項により、行政書士の登録を受けたいので申請します。

フリガナ		性 別	男 ・ 女				
氏 名		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日				
属 性	☐ 個人開業 ☐ 行政書士法人の社員 ☐ 行政書士又は行政書士法人の使用人						
本 籍							
住 所	(〒 -) TEL ()						
フリガナ							
事務所の名称	※1（法人番号： ）						
事務所の所在地	(〒 -) TEL ()						
※2 主たる事務所の所在地	(〒 -) TEL ()						
資 格	行政書士試験合格	都道府県 年度 第 号					
	その他資格	☐ 行政書士法第2条第 号該当 ☐ 昭和26年法律第4号附則第2項該当					
行政書士以外の類似資格	1. 弁護士	2. 弁理士	3. 公認会計士	4. 税理士	5. 司法書士	6. 建築士	7. 調査士
	8. 社労士	9. 宅建士	10. 測量士	11. 不動産鑑定士	12. 海事代理士	13. その他	
過去の行政書士登録	有 ・ 無		過去の特定行政書士付記	有 ・ 無			

(備考) ※1. 既存行政書士法人の社員又は使用人となる場合のみ記載すること。
※2. 属性が社員又は使用人であり、所属又は勤務する事務所が行政書士法人の従たる事務所である場合のみ記載すること。
注1：未設立行政書士法人の社員は、設立予定である法人事務所の名称及び所在地を記載すること。
注2：現金納付に係る領収証書による場合は裏面に貼り付けること。（2カ所に割印して提出すること。）

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

添付書類	単位会会長意見書		資格を証する書面		誓約書	
	戸籍抄本		職歴の補足資料		法第2条の2第二号証明書	
	住民票		学歴証明書		本人の写真	
	履歴書		合同・共同事務所届出書			
決裁	会 長	副会長	委員長	委 員		
点検	局 長	次 長	課 長	係 長	課 員	

受付番号 ()

収入印紙
－3万円－
消印しないこと

日行連受理印

単位会受理印

様式第1号（第2条関係）

行政書士登録申請書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会
会 長

殿

氏 名

印

行政書士法第6条第1項により、行政書士の登録を受けたいので申請します。

フリガナ		性 別	男 ・ 女				
氏 名		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日				
属 性	☐ 個人開業 ☐ 行政書士法人の社員 ☐ 行政書士又は行政書士法人の使用人						
本 籍							
住 所	(〒 -) TEL ()						
フリガナ							
事務所の名称	※1（法人番号： ）						
事務所の所在地	(〒 -) TEL ()						
※2 主たる事務所の所在地	(〒 -) TEL ()						
資 格	行政書士試験合格	都道府県 年度 第 号					
	その他資格	☐ 行政書士法第2条第 号該当 ☐ 昭和26年法律第4号附則第2項該当					
行政書士以外の類似資格	1. 弁護士	2. 弁理士	3. 公認会計士	4. 税理士	5. 司法書士	6. 建築士	7. 調査士
	8. 社労士	9. 宅建士	10. 測量士	11. 不動産鑑定士	12. 海事代理士	13. その他	
過去の行政書士登録	有 ・ 無		過去の特定行政書士付記	有 ・ 無			

(備考) ※1. 既存行政書士法人の社員又は使用人となる場合のみ記載すること。
※2. 属性が社員又は使用人であり、所属又は勤務する事務所が行政書士法人の従たる事務所である場合のみ記載すること。
注1：未設立行政書士法人の社員は、設立予定である法人事務所の名称及び所在地を記載すること。
注2：現金納付に係る領収証書による場合は裏面に貼り付けること。（2カ所に割印して提出すること。）

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

添付書類	単位会会長意見書		資格を証する書面		誓約書	
	戸籍抄本		職歴の補足資料		法第2条の2第二号証明書	
	住民票		学歴証明書		本人の写真	
	履歴書		合同・共同事務所届出書			
決裁	会 長	副会長	委員長	委 員		
点検	局 長	次 長	課 長	係 長	課 員	

受付番号 ()

誓約書

行政書士登録申請書及び履歴書と同一日を記入すること

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会

会 長 記入しない 殿

住 所

事務所所在地
(予定)氏 名
(自署)

- ①住所は住民票のとおりに記載する。
また、行政書士登録申請書と同様に都道府県名から記入すること
- ②事務所所在地は行政書士登録申請書と同様の記載とすること

各種申請書類に使用する印鑑は、訂正印を含めすべて同一のものとすること



私は、この度行政書士の登録申請をするにあたり、次のことを誓約いたします。
違背した場合には、厳正なる処分を受けても異議はありません。

- 1 私は、行政書士法第2条の2に定める事項のいずれにも該当いたしません。
- 2 この度の行政書士登録申請については一切の偽りその他不正手段によるものではありません。
- 3 私は、行政書士法及び関係法令並びに貴会の会則その他規則を遵守することを誓約し、会員名簿（貴会会則第74条の3に基づき、事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表等に関する規則第2条第3号に定めるものをいう。）に掲載されることを承諾いたします。
- 4 私は、現在反社会的勢力とは一切関係を持っておらず、今後も一切関係を持たないことを誓約いたします。

《参照》

行政書士法

(欠格事由)

第2条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。

- 一 未成年者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから3年（平成20年7月1日前に刑に処せられた者については2年）を経過しない者
- 四 公務員（行政執行法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員を含む）で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から3年（平成20年7月1日前に当該処分を受けた場合は2年）を経過しない者
- 五 第6条の5第1項の規定により登録の取消しの処分を受け、当該処分の日から3年（平成20年7月1日前に当該処分を受けた場合は2年）を経過しない者
- 六 第14条の規定により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から3年（平成20年7月1日前に当該処分を受けた場合は2年）を経過しない者
- 七 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消の処分を受け、弁理士、税理士、司法書士若しくは土地家屋調査士の業務を禁止され、又は社会保険労務士の失格処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から3年を経過しないもの
- 八 税理士法（昭和26年法律第237号）第48条第1項の規定により同法第44条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から3年を経過しないもの

誓約書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会

会 長

殿

住 所

事務所所在地

（予 定）

氏 名

（自 署）

印

私は、この度行政書士の登録申請をするにあたり、次のことを誓約いたします。
違背した場合には、厳正なる処分を受けても異議はありません。

- 1 私は、行政書士法第 2 条の 2 に定める事項のいずれにも該当いたしません。
- 2 この度の行政書士登録申請については一切の偽りその他不正手段によるものではありません。
- 3 私は、行政書士法及び関係法令並びに貴会の会則その他規則を遵守することを誓約し、会員名簿（貴会会則第 7 4 条の 3 に基づき、事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表等に関する規則第 2 条第 3 号に定めるものをいう。）に掲載されることを承諾いたします。
- 4 私は、現在反社会的勢力とは一切関係を持っておらず、今後も一切関係を持たないことを誓約いたします。

《参照》

行 政 書 士 法

（欠格事由）

第 2 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。

- 一 未成年者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから 3 年（平成 20 年 7 月 1 日前に刑に処せられた者については 2 年）を経過しない者
- 四 公務員（行政執行法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員を含む）で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 3 年（平成 20 年 7 月 1 日前に当該処分を受けた場合は 2 年）を経過しない者
- 五 第 6 条の 5 第 1 項の規定により登録の取消しの処分を受け、当該処分の日から 3 年（平成 20 年 7 月 1 日前に当該処分を受けた場合は 2 年）を経過しない者
- 六 第 14 条の規定により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から 3 年（平成 20 年 7 月 1 日前に当該処分を受けた場合は 2 年）を経過しない者
- 七 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消の処分を受け、弁理士、税理士、司法書士若しくは土地家屋調査士の業務を禁止され、又は社会保険労務士の失格処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から 3 年を経過しないもの
- 八 税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 48 条第 1 項の規定により同法第 44 条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から 3 年を経過しないもの

誓約書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会

会 長

殿

住 所

事務所所在地

（予 定）

氏 名

（自 署）

印

私は、この度行政書士の登録申請をするにあたり、次のことを誓約いたします。
違背した場合には、厳正なる処分を受けても異議はありません。

- 1 私は、行政書士法第 2 条の 2 に定める事項のいずれにも該当いたしません。
- 2 この度の行政書士登録申請については一切の偽りその他不正手段によるものではありません。
- 3 私は、行政書士法及び関係法令並びに貴会の会則その他規則を遵守することを誓約し、会員名簿（貴会会則第 7 4 条の 3 に基づき、事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表等に関する規則第 2 条第 3 号に定めるものをいう。）に掲載されることを承諾いたします。
- 4 私は、現在反社会的勢力とは一切関係を持っておらず、今後も一切関係を持たないことを誓約いたします。

《参照》

行 政 書 士 法

（欠格事由）

第 2 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。

- 一 未成年者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから 3 年（平成 20 年 7 月 1 日前に刑に処せられた者については 2 年）を経過しない者
- 四 公務員（行政執行法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員を含む）で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 3 年（平成 20 年 7 月 1 日前に当該処分を受けた場合は 2 年）を経過しない者
- 五 第 6 条の 5 第 1 項の規定により登録の取消しの処分を受け、当該処分の日から 3 年（平成 20 年 7 月 1 日前に当該処分を受けた場合は 2 年）を経過しない者
- 六 第 14 条の規定により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から 3 年（平成 20 年 7 月 1 日前に当該処分を受けた場合は 2 年）を経過しない者
- 七 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消の処分を受け、弁理士、税理士、司法書士若しくは土地家屋調査士の業務を禁止され、又は社会保険労務士の失格処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から 3 年を経過しないもの
- 八 税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 48 条第 1 項の規定により同法第 44 条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から 3 年を経過しないもの